
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
平成 23 年 1 月 17 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 22 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、都市計画部、建設管理部、消防本部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第1 監査の対象 **都市計画部**
都市計画課、建築指導課、市街地整備課、契約検査室、
区画整理課
建設管理部
建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課
道路管理室、公園管理室、市営住宅室、土木管理事務所
消防本部
総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、西消防署、
中央消防署
- 第2 監査の期間 平成22年9月16日から平成22年12月27日まで
- 第3 監査の方法 監査は平成22年度（平成22年9月30日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第4 監査の結果 次のとおり

都市計画部

○ 都市計画課

1 職員の配置状況

都市計画課の職員配置状況は、参事兼課長1人、副参事5人、主幹2人、主査9人、主任技師4人、技師4人の計25人である。派遣職員として、県都市計画・モノレール課派遣3人（副参事1人、主任技師1人、主事1人）、沖縄都市モノレール（株）派遣1人（主査）、那覇港管理組合派遣17人（副参事4人、主幹1人、主査7人、主任主事2人、主任技師1人、主事2人）、泊ふ頭開発（株）派遣1人（参事）である。その他、非常勤職員1人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

都市計画課は、都市計画、都市交通対策、モノレール対策、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査・報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭株式会社に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金及び交付金について

負担金の支出は、平成 22 年度那覇港管理組合（2 億 7,155 万 3,000 円）、平成 22 年度沖縄県都市計画協会（82 万 3,000 円）、平成 22 年度（財）都市計画協会（22 万 8,000 円）等の団体負担金及び出席負担金である。

補助金の支出は、都市景観助成金（86 万 7,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市都市計画審議会委員、那覇市都市景観審議会委員の報酬及び費用弁償、都市デザインアドバイザー報酬、都市モノレール整備資金貸付金等である

概算払による支払いは、第 53 回港湾都市協議会総会等の参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、首里金城村屋管理運營業務委託（69 万 4,000 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（24 万 5,380 円）、カラーコピー機賃借料（47 万 9,979 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は歴史観光施設（首里金城村屋）201.00 m²、建物は歴史観光施設（首里金城村屋）72.9 m²等である。

(2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄都市モノレール 25 億円、泊ふ頭開発（株）6 億円である。

(3) 債権について

債権は、都市モノレール整備資金貸付金 91 億 9,386 万 3,000 円、バス事業活性化資金貸付金 8 億 8,091 万 3,000 円である。

(4) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

都市モノレール等計画自治体協議会負担金の支出について（注意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 21 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合（18.0%）が極端に低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金（4 万円）は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、事業計画のあり方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

○ 建築指導課

1 職員の配置状況

建築指導課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任技師 5 人、技師 8 人の計 22 人である。

2 主な所掌事務

建築指導課は、建築基準法に基づく建築確認及び建築許可、建築相談及び指導、違反建築物、融資住宅、開発許可申請、道路位置指定、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等、優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国建築審査会協議会（4万8,000円）、日本建築行政会議（10万円）、沖縄受信環境クリーン協議会（5,000円）、九州ブロック建築審査課長会議（6,000円）等の団体負担金及び出席負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、第 1 回建築審査会委員の報酬及び費用弁償等である。

概算払による支払いは、九州ブロック建築審査会長会議参加旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、構造計算適合性判定業務委託（154万円）である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、建築確認支援システム機器装置の賃借料（30万5,865円）、中間検査業務用自動車賃借料（7万560円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市街地整備課

1 職員の配置状況

市街地整備課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 1 人、主査 5 人、主任技師 1 人、技師 1 人、主事 1 人の計 12 人である。

2 主な所掌事務

市街地整備課は、市街地再開発事業、新規開発地区、町界、町名及び地番、住居表示、市の区域及び新都心地区のまちづくりに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、都市再開発促進協議会年会費（14 万円）、社団法人全国市街地再開発協会年会費（8 万円）、全国市街地再開発研修負担金（1 万 6,000 円）、住宅市街地整備研修会参加負担金（1 万 2,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、全国市街地再開発事業研修会負担金（1 万 6,000 円）、住宅市街地整備研修会参加費（1 万 2,000 円）等である。

概算払による支出は、全国市街地再開発事業研修会参加旅費、国土交通省事務調整（連鎖型市街地整備のスキーム構築検討全体会議）出席旅費、住宅市街地整備研修会参加及び視察参加旅費である。

これらの状況について審査した結果、「6 指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料（31 万 4,282 円）、複写機賃貸借料（47 万 8,800 円）、コピー使用料（29 万 9,123 円）、及びNHK放送受信料外 1 件（1 万 3,280 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 出資金について

出資金は、那覇新都心株式会社出資金（2 億 2,500 万円）、久茂地都市開発株式会社株券（1 億 2,000 万円）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

町界町名図の売払収入の調定について（注意事項）

市政情報センターで販売された町界町名図売り払い収入は、銀行への払い込みは終えているものの調定が行われていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項において、調定は歳入が収納されたときに直ちに行われることが原則であることから、今後は同規則を遵守し、少額でも調定漏れがないよう適正な予算執行に注意されたい。

○ 契約検査室

1 職員の配置状況

契約検査室の職員配置状況は、参事兼室長1人、副参事3人、主幹2人、主査3人、主任主事2人、主事1人の計12人である。その他、非常勤職員3人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

契約検査室は、建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、建設工事競争入札参加資格審査委員会、建設工事指名業者選定委員会、工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約、工事の設計及び施工における技術の蓄積及び向上に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は、平成19年11月6日に執行した石嶺市営住宅第2期建替工事（建築1工区）の入札において、共同企業体（3社）が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったための損害賠償金で破産管財人から339万4,591円配当された残り（3,127万875円）である。

(2) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県公共工事契約業務連絡協議会負担金（8,000円）である。

(3) 資金前渡について

資金前渡による支出は、第1回入札監視委員会委員報償費（5万1,000円）である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス応札者向けヘルプデスクサービス（100万8,000円）、保管管理システム保守管理（61万4,250円）、工事契約システム保守管理（56万7,000円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービスシステム管理支援サービス（25万2,000円）、CADソフトウェア操作等研修業務契約等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の契約は電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（運用サービス）（279万8,000円）、那覇市電子納品保管管理システム賃貸借契約（115万6,332円）、電子入札コアシステムアウトソーシングサービス契約（入札情報公開サービス）（84万円）、OA機器賃借料（20万6,640円）、パソコン機器賃貸借（13万2,930円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 区画整理課

1 職員の配置状況

区画整理課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹6人、主査8人、主任技師7人、主任主事4人、技師7人の計35人である。その他、非常勤職員1人である。

2 主な所掌事務

区画整理課は、土地区画整理事業の事業計画及び実施計画、区画整理事業特別会計の予算・決算及び経理、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画、建築指導及び建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事及び公共施設の管理引継ぎに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

未収金は真嘉比古島第一地区清算徴収金現年度分(2万円)滞納繰越分(4,005万8,234円)、壺川清算徴収金現年度分(1万円)滞納繰越分(341万6,751円)、小祿南清算徴収金現年度分(8万8,312円)滞納繰越分(70万8,839円)である。

(2) 補償金について

真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償(単独、現年度139件3億167万6,741円)、真嘉比古島第二区画整理事業に伴う物件移転補償(繰越明許)(15件4,141万9,129円)及び那覇ふ頭三重城小船溜まり係留使用料に対する補償費(1件52万2,900円)である。

(3) 負担金、交付金について

負担金の支出は、社団法人まちづくり区画整理協会団体負担金(18万8,000円)、土地区画整理セミナー(土地区画整理の仕組みと運用)2万2,000円、区画整理セミナー「移転補償」(2万2,000円)、区画整理換地計画・換地処分講習会出席者負担金(1万9,000円)、土地区画整理セミナー(土壌汚染と土地区画整理事業)出席負担金(1万6,000円)等である。

交付金の支出は、区画整理事業の換地処分に伴う土地権利価格の差額に対する補償で真嘉比古島第一地区清算交付金(7万8,069円)である。

(4) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、真嘉比古島第二土地区画整理事業審議会委員報酬、土地区画整理事業賠償責任保険料及び土地区画整理セミナー「移転補償」受講負担金等である。

概算払による支出は、土地区画整理セミナー「事業実施計画と経営管理」、「区画整理の換地計画・換地処分講習会」旅費等である。

これらについて審査した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、真嘉比古島古墓群発掘調査(2,625万円)、真嘉比古島古墓群発掘調査(繰越明許)(1,554万円)、真嘉比古島第二磁気探査業務(その7)(479万4,300円)、真嘉比古島第二地区物件調査業務(H22の2)(410万2,000円)及び真嘉比古島第二地区物件調査業務(H22の3)(405万8,460円)及び真嘉比古島第二土地区画整理事業に係る不動産鑑定評価業務(186万9,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事及び設計委託契約は、平成22年度分の真嘉比古島第二街路及び整地工事(その5)(1億815万円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その3)(1億149万6,150円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その8)(8,853万1,800円)、平成21年度から繰越分で真嘉比古島第二街路及び整地工事(その4)(6,520万5,000円)、真嘉比古島第二街路及び整地工事(その17)(5,590万2,000円)等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、仮設住宅用地賃借料(330万2,000円)、パソコン機器賃貸料(その1)(162万5,400円)、パソコン機器賃貸料(その2)(146万340円)、土木工事積算システム使用料(91万3,600円)、三原資料室賃借料(45万円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 建物について

建物は、仮設住宅(522.20㎡)、現場事務所(322.00㎡)、区画整理課書庫(49.69㎡)、納骨堂(392.47㎡)である。

(2) 基金について

基金は、壺川土地区画整理事業基金672万円、小禄金城土地区画整理事業基金5万5,000円、小禄南土地区画整理事業基金483万1,000円、真嘉比古島第一土地区画整理事業基金886万4,000円、真嘉比古島第二土地区画整理事業基金3,307万3,000円である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 土地区画整理清算徴収金(滞納繰越金)未収金について(要望事項)

真嘉比古島第一地区4,005万8,234円(再審査請求9人995万6,471円)・壺

川 341 万 6,751 円・小祿南 70 万 8,839 円の清算徴収金については、事業不振や低所得による生活困窮等の理由や事業不満による国への再審査請求での滞納であるが、多額のため、継続的な状況確認と納付折衝を推進し、なお一層未収金徴収に努力されたい。

(2) 不動産鑑定評価業務委託について（要望事項）

真嘉比古島第二土地区画整理事業不動産鑑定評価業務委託は、2 業者と随意契約（1 件 93 万 4,500 円の 2 件）されている。これは中央用地対策連絡協議会が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適しないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、他府県の市町村においては随意契約を見直し、競争入札を取り入れているケースもあり、今後は他府県の状況を把握し、公平性、透明性を確保するため、競争入札の導入を検討されたい。

建設管理部

○ 建設企画課

1 職員の配置状況

建設企画課の職員配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 4 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

建設企画課は、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替事業における民間活用用地、建設管理部の所管する施設の管理に係る企画、特殊地下壕対策事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、高齢者住宅担当者研修会の出席負担金（1 万円）である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、第 11 回住宅政策審議会の報酬及び費用弁償である。概算払による支出は、高齢者住宅担当者研修会の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、排水路応急対策工事設計業務（327 万 8,100 円）、特殊地下壕対策（No. 57 赤嶺、No. 63 宇栄原）調査測量設計業務（207 万 9,000 円）、東市営住宅解体除却工事設計業務（86 万 8,350 円）である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、排水路応急対策工事（2,151 万 300 円）、特殊地下

壕対策（No. 60、No. 61 宇栄原）埋戻工事（その 2）（575 万 4,000 円）である。

(3) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、ファクシミリリース（12 万 6,000 円）、タクシー賃借料（12 万 3,980 円）、NHK 放送受信料（1 万 3,280 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 道路建設課

1 職員の配置状況

道路建設課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 7 人、主任技師 6 人、技師 7 人の計 30 人である。その他、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

道路建設課は、都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等のための調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理、用地(公園等の用地を除く。)の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会会費（28 万円）、全国街路事業促進協議会会費（4 万円）、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費（4 万円）である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、全国街路事業促進協議会会費、歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費である。

概算払による支出は、石嶺線街路事業用地交渉旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、平成 21 年度那覇広域都市計画道路 3・4・那 22 号松山線街路事業（5 億 1,800 万円）、用地補償技術補助業務（その 1）（992 万 2,500

円)、用地補償技術補助業務(その2)(976万5,000円)、牧志壺屋線補償物件調査算定業務(その1)(680万4,000円)、小禄赤嶺線補償物件調査算定業務(その1)(514万3,950円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、石嶺福祉センター線街路工事(第19工区)(1億965万1,500円)、石嶺福祉センター線街路工事(第21工区)(9,298万8,000円)、石嶺線(2)街路工事(第19工区)(8,952万9,300円)、石嶺線(2)街路工事(第20工区)(8,288万2,800円)、石嶺福祉センター線街路工事(第23工区)(3,798万9,000円)等である。

(3) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料契約は、沖縄県市町村土木工事積算システム使用料(182万7,200円)、OA機器賃借料(136万3,320円)タクシー使用料(54万3,180円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

モノレールカードの購入について(注意事項)

モノレールカードの9月末現在の保管状況を確認したところ、平成22年度上半期の利用額4,090円に対し、10万3,890円の残高となっている。

平成21年9月の本庁舎移転に伴い利用額は減少傾向にあり、平成22年度においても減少することが予想されていたにもかかわらず、平成22年1月及び2月において9万5,000円分のモノレールカードを購入したことによるものである。

予算の執行にあたっては、利用実績及び利用見込み等を勘案し、適切な執行を行うよう注意されたい。

○ 花とみどり課

1 職員の配置状況

花とみどり課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹4人、主査2人、主任技師4人、技師7人、主任主事5人の計24人である。その他、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

花とみどり課は、公園・緑地及び霊園の事業計画・設計・施工監理及び補助事業認可申請、緑化、公園等の用地の取得及び補償に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本公園緑地協会（11万円）、全国都市公園整備促進協議会（4万2,000円）、沖縄県緑化推進委員会（3万円）、日本さくらの会（1万円）、全国ハーブサミット連絡協議会（1万円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、全国ハーブサミット連絡協議会の負担金（1万円）、平成22年公園・都市緑化研修の会費（8万5,000円）である。

概算払は、平成22年公園・都市緑化研修の旅費（10万7,770円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、那覇市緑化センター管理運營業務委託（690万円）、平成22年度松山公園整備事業に伴う補償物件調査業務委託（520万8,000円）、平成22年度虎瀬公園整備事業に伴う補償物件調査業務委託（306万6,000円）等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、平成22年度天久公園整備工事（土木）（3,383万1,000円）、平成22年度虎瀬公園整備工事（土木1）（3,288万6,000円）、平成22年度大石公園整備工事（土木2）（2,844万4,500円）、平成22年度末吉公園整備工事（土木）（1,708万3,500円）等である。

設計業務委託契約は、平成22年度識名公園実施設計業務委託（1,869万円）、平成22年度虎瀬公園実施設計業務委託（365万4,000円）、平成22年度虎瀬公園実施設計業務委託（その2）（231万円）等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、仮設事務所の賃貸借（157万5,000円）、OA機器リース契約4件（271万680円）、土木積算システム（91万3,600円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 建築工事課

1 職員の配置状況

建築工事課の職員配置状況は、課長1人、副参事兼主幹4人、主幹1人、主査9人、主任技師9人、技師6人、主事2人の計32人である。その他、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

建築工事課は、住環境整備事業、市営住宅その他市建築物の建設、市建築物及び施設の営繕に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助金について

負担金の支出は、日本住宅協会（1万8,000円）への団体負担金、コンクリート技術講習会（1万2,000円）及び新営予算単価説明会（7,000円）の出席負担金である。

補助金の支出は、住宅騒音防止対策工事補助金（26万3,800円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支出は、コンクリート技術講習会（1万2,000円）及びバス回数券（1万3,000円）である。

概算払は、平成23年度予算要求及び住宅騒音防止対策事業補助金交付要綱等の改正に係る説明会（5万9,080円）の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、石嶺市営住宅建替事業業務委託（第4期実施設計）（9,187万5,000円）、大名市営住宅建替事業業務委託（基本設計）（9,660万円）、久場川市営住宅建替工事業務委託（第3期実施設計）（5,516万7,000円）、同第2期建替工事業務委託（工事監理）（2,091万2,500円）等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、宇栄原市営住宅第1期建替工事（建築・2工区）（6億4,060万3,350円）、久場川市営住宅第2期建替工事（建築・3工区）（4億8,229万8,350円）、同第2期建替工事（建築・1工区）（3億8,257万9,350円）、同第2期建替工事（建築・2工区）（3億7,400万9,950円）、石嶺市営住宅第3期建替工事（建築・3工区）（1億7,781万5,000円）、同第3期建替工事（建築・2工区）（1億7,125万8,000円）等である。

(3) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料契約は、タクシー使用料3件（114万350円）、神原資料室賃借料（117万4,000円）、土木工事積算システム（91万3,600円）等である。

(4) 需用費（修繕料）について

修繕料は、公用バイク修繕料（2万4,003円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物等について

土地は、市営住宅用地（4筆）610.59㎡、市営住宅緑地（1筆）10.98㎡及び区画整理関連用地（3筆）144.20㎡である。

建物は、市営住宅（8戸）25,545.21㎡である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 歳入調定について（注意事項）

繰越明許（2 件）及び事故繰越（1 件）に係る歳入調定が 9 月末現在で調定されていない。歳入調定については、那覇市会計規則第 20 条第 1 項の規定により「その調査事項が適正であると認めるときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっている。歳入調定の事由が発生した場合は、速やかに事務処理を行われたい。

(2) 歳出予算の計上について（指摘事項）

宇栄原市営住宅第 2 期建替事業（工事請負及び工事監理）に係る事業は、単年度で終了しないため、複数年度にわたる契約の締結が必要である。この場合は、予算上、全体の期間と後年度の負担額を確定させる手続きである地方自治法第 214 条に規定されている債務負担行為として、議会の議決を得なければならない。

しかしながら、同事業における多額（24 億 6,086 万円）の債務負担行為については、平成 22 年 2 月定例市議会に提案すべきところ、これがなされず平成 22 年 10 月臨時市議会に提案を行っている。

これは、極めて不適切な事務手続であり、業務マニュアルの再点検及び再発防止への取り組みを徹底し、今後は、適正な事務処理を行われたい。

○ 道路管理室

1 職員の配置状況

道路管理室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 7 人、主任主事 3 人、技師 6 人の計 20 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

道路管理室は、道路の管理、道路占用許可等、道路の路線認定、廃止及び変更、道路境界の協定、指示及び承認、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、未買収道路用地補償、並びに法定外公共物、道路、橋等の維持修繕及び清掃の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県道路利用者会議（13 万円）、社団法人日本道路協会（6 万円）、沖縄国道協会（4 万円）等である。

補助金の支出は、那覇市首里鳥堀町地内私道補助事業に係る補助金交付（309 万 9,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

概算払による支出は、「道路管理一般」研修（10 万 7,060 円）の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 22 年度街路樹維持管理業務（その 1）（1,304 万 9,400 円）、平成 22 年度街路樹維持管理業務（その 2）（1,416 万 4,500 円）及び平成 22 年度沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託（850 万円）、平成 22 年度道路側道清掃業務委託（654 万 1,500 円）並びに平成 22 年度路面清掃業務委託（1,438 万 5,000 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、自動車賃借料 2 件（104 万 9,580 円）、タクシー使用料 その他 1 件（12 万 7,030 円）等である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、漫湖公園沿線道路修繕工事（127 万 6,800 円）、小禄 72 号外 1 道路修繕工事（117 万 2,000 円）及び曙 11 号外 7 道路修繕工事（109 万 950 円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 公園管理室

1 職員の配置状況

公園管理室の職員配置状況は、室長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 5 人、技師 2 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

公園管理室は、公園（管理事務の一部を除く。）、緑地、霊園の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺書、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡の取扱について

資金前渡による支出は、公園美化活動傷害保険（46 万 8,000 円）、公園自治会委託障害保険（48 万 8,200 円）である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、平成 22 年度都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託（1 億 2,411 万円）、波の上ビーチ広場管理運営業務委託（570 万 1,565 円）及び花壇花卉植栽維持管理業務（その 1）（489 万 3,000 円）、平成 22 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託（479 万 6,400 円）及び福州園管理業務委託（379 万 4,500 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、業務用軽乗用自動車賃借 2 件（42 万 105 円）、コピー料外 3 件（13 万 8,173 円）である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、漫湖公園球場補修その外 35 件（951 万 4,953 円）、車検に伴う整備代その外 5 件（34 万 570 円）である。

(4) 工事及び設計委託について

工事契約は、福州園建物修繕工事（3,485 万 1,600 円）、中央公園多目的広場補修工事（304 万 5,000 円）、繁多川公園落石防止対策測量設計（198 万 4,500 円）及び新都心公園テニス補修工事（168 万円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は街区公園 139,137.06 m²、近隣公園 167,270.53 m²、地区公園 105,184.41 m²、総合公園 298,946.68 m²等、総合計 791,546.01 m²となっている。

建物は市民体育館 10,114.00 m²、街区公園 1,214.98 m²、近隣公園 2,201.02 m²、地区公園 297.20 m²、総合公園 1,813.82 m²等、総合計 17,768.06 m²となっている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

公園使用料及び納骨堂使用料の収入調定について（注意事項）

公園使用料及び納骨堂使用料の歳入執行において、収入済額が調定済額を上回っており、差額についての調定がなされていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項で、歳入が収納されたときに直ちに調定をしなければならないとされており適正な事務処理に努められたい。

○ 市営住宅室

1 職員の配置状況

市営住宅室の職員配置状況は、室長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 6 人、主任主事 6 人、主任技師 2 人、主事 2 人、技師 2 人の計 21 人である。その他、臨時職員 6 人である。

2 主な所掌事務

市営住宅室は、市営住宅の入居及び退去に関すること、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、公金徴収事務を進めるための法律事務講座（3万450円）、公営住宅管理者担当者会議（4,000円）である。

(2) 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支出は、過誤納による市営住宅家賃の還付(136万7,393円)、強制執行申立に伴う予納金(80万550円)、市営住宅施設賠償責任保険料(272万2,550円)、全国公営住宅火災共済(863万3,431円)等である。概算払による支出は、公営住宅管理担当者会議外3件旅費(6万6,690円)である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、市営住宅敷地内共用部分草刈及び排水溝清掃業務委託(1,139万2,500円)、各市営住宅消防用設備点検業務委託(1,449万円)、各市営住宅受水槽・高架水槽清掃業務委託(419万4,750円)、若狭外3市営住宅昇降機保守点検業務委託(262万5,000円)、安謝第一・小禄市営住宅昇降機保守点検業務委託(282万4,500円)等である。

(2) 工事及び設計委託について

工事請負契約は、石嶺外4市営住宅煙感知器取付工事(2,170万6,650円)、宇栄原市営住宅煙感知器取付工事(1,378万7,550円)、安謝第一市営住宅エレベーター制御方式改修工事(1,723万500円)等である。

(3) 賃借料について

土地賃借契約は、県有土地賃貸借契約(久場川市営住宅)(99万5,208円)、汀良等市営住宅土地賃貸借契約(903万9,600円)、安謝第一市営住宅土地賃貸借契約(320万7,636円)、壺川市営住宅土地賃貸借契約(3者との契約。1,147万6,422円)である。

(4) 需用費(修繕料)について

修繕料は、小禄市営住宅8棟1階連結送水管修繕他461件(1億3,709万1,967円)、壺川3号エレベーター1号機巻上機モーター巻線取替(54万6,000円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は石嶺市営住宅88,995.49㎡、宇栄原市営住宅73,143.91㎡、大名市営住宅60,744.80㎡、真地市営住宅46,563.25㎡など他19件となっている。

建物は石嶺市営住宅41,525.61㎡、石嶺市営住宅(集会所)755.00㎡、石嶺市営住宅(ポンプ場)89.00㎡、宇栄原市営住宅27,810.32㎡、宇栄原市営住宅(集会所)294.44㎡、宇栄原市営住宅(ポンプ場)89.00㎡など他51件とな

っている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 土木管理事務所

1 職員の配置状況

土木管理事務所の職員配置状況は、所長1人、主査2人、主任技師2人、主任主事1人、環境整備主査1人、主任環境整備員2人、主任運転手1人、環境整備員4人、運転手4人の計18人である。その他、非常勤職員3人、臨時職員5人である。

2 主な所掌事務について

土木管理事務所は、道路の損壊調査、工事用資材の調達・検収・保管・受払、道路・橋等の維持修繕及び清掃の実施、下水道雨水施設の維持管理の実施、排水路の管理の実施、排水路補修の設計、施工監理、公園の管理事務で特に部長が指定するものに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、河川除草業務委託（386万4,000円）、古波蔵雨水ポンプ場保守点検業務（185万2,200円）、産業廃棄物処理業務（19万3,200円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料の支出は、自動車賃借料2件（167万760円）、複写機賃借料（12万7,014円）等である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料の支出は、牧志1丁目地内排水路修繕工事等外20件（843万1,500円）、車検基本作業料外2件（24万5,437円）等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

下水道敷占用料について（注意事項）

下水道敷占用料は「地方公営企業法第 33 条第 3 項」の規定及び「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」により、下水道課にて調定を行い収納している。その中の一部である雨水敷の占用料については、土木管理事務所の雨水施設の維持管理費の財源に当てられているが、土木管理事務所の下水道敷占用料（雨水敷部分）の収入根拠が不明瞭であり根拠規定を明確にされたい。

消防本部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、参事兼課長（消防監）1人、副参事（消防司令長）1人、副参事兼係長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）1人、主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）2人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）1人の計 11 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、職員及び消防団員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分、職員の勤務条件、情報公開、消防本部訓令の制定、消防業務の企画、職員及び消防団員の研修、職員及び消防団員の公務災害補償及び福利厚生、文書及び公印、積載備品等の整備、消防機械器具の配置及び整備、消防車両、消防予算及び決算に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入及び歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

（1）負担金、補助金について

負担金の支出は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金（362 万 5,375 円）、沖縄県消防長会負担金（92 万 1,022 円）、沖縄県消防協会負担金（56 万 6,000 円）、全国消防長会会費（37 万 9,600 円）、消防団福祉共済制度掛金（30 万 3,000 円）等である。

補助金の支出は、女性防火クラブ育成助成金（79 万 4,000 円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金（362 万 5,375 円）、沖縄県消防長会負担金（92 万 1,022 円）、沖縄県消防協会市町村負担金（56 万 6,000 円）、防火防災訓練災害補償等共済制度掛金（31 万 2,000 円）、南部地区 MC 協議会負担金（24 万 6,042 円）等である。

概算払による支払いは、初任教育研修派遣（県消防学校）（383 万 2,146 円）、消防大学第 62 期救助科研修の派遣費（50 万 4,100 円）、薬剤投与追加講習（福岡県）（37 万 1,000 円）、消防実務講習会（熊本県）（9 万 3,280 円）等である

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託について

業務委託契約は、はしご付消防自動車（30m級）分解整備（3,499万6,500円）、「防火対象物」現地調査・入力業務委託（835万9,334円）、消防本部庁舎清掃業務（288万7,500円）、無線機保守点検業務（92万4,000円）、消防本部ごみ処理業務（79万3,800円）等である。

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料は、消防本部庁舎賃借（1億1,932万5,684円）、消防緊急通信指令システム賃借（6,524万2,800円）、西消防署庁舎等賃借（6,000万円）、防火衣等賃借（809万6,760円）、消防資器材賃借（468万900円）、消防本部寝具類賃借（462万5,827円）等である。

(3) 需用費（修繕料）について

修繕料は、消防車両定期点検及び修繕、消防庁舎維持管理、無線機等の修繕、救急救助器具修繕等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地は10,135.51㎡（中央消防署7,088.60㎡、西消防署1,117.15㎡、小禄出張所792.00㎡、首里出張所429.76㎡、松尾出張所422.00㎡、国場出張所286.00㎡）で、建物は3,112.12㎡（小禄出張所1,268.00㎡、松尾出張所735.45㎡、首里出張所423.23㎡、安謝出張所386.00㎡、国場出張所299.44㎡）である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 予防課

1 職員の配置状況

予防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）5人、主任（消防士長）7人、主任主事（消防副士長）1人の計18人である。

2 主な所掌事務

予防課は、火災及び災害の予防、防火対象物の査察及び防火指導、防火管理者の指導及び講習、建築許可等についての同意、消防用設備等の設置指導及び検査、危険物製造所等の許認可及び査察指導、火災の原因及び損害調査、火災及び災害統計に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 警防課

1 職員の配置状況

警防課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1 人、主幹（消防司令）1 人、主査（消防司令補）2 人、主任（消防士長）2 人の計 6 人である。

2 主な所掌事務

警防課は、水火災の警戒及び防御、消防訓練の計画及び実施、消防水利の計画及び調査保全、道路・下水道工事等の同意、特殊な対象物に係る警防計画、特殊災害に係る警防活動対策、消防活動情報、救助技術の指導、救助訓練、緊急消防援助隊、救助統計に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

(1) 公有財産について

防火水槽用地は土地 1,873.27 m²、地上権 399.93 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関係台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 救急課

1 職員の配置状況

救急課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1 人、主幹（消防司令）2 人、主査（消防司令補）14 人、主任（消防士長）14 人、主任主事（消防副士長）8 人、主事（消防士）10 人の計 49 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

救急課は、各種訓練計画・立案、市民に対する応急手当の普及啓発活動・推進、患者搬送事業に対する指導及び認定、救急統計、救急医療及び救急資機材、救急医療機関等との連絡調整、その他救急に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 22 年 11 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 指令情報課

1 職員の配置状況

指令情報課の職員配置状況は、課長（消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）10人、主任（消防士長）9人、主事（消防士）1人の計25人である。

2 主な所掌事務

指令情報課は、消防通信、通信機器、消防情報及び火災警報、消防緊急通信司令装置の管理に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

支出負担行為について（注意事項）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、平成22年6月29日締結されたが、同年10月15日に、契約締結日に遡って支出負担行為をしている。

那覇市予算決算規則第23条別表1の規定により支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、同規則を遵守し適正な事務処理に努められたい。

○ 西消防署

1 職員の配置状況

西消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防司令長）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）12人、主任（消防士長）12人、主任主事（消防副士長）7人、主事（消防士）9人の計45人である。その他、臨時職員1人である。安謝出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）2人、主事（消防士）4人の計12人である。松尾出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）1人、主事（消防士）5人の計12人である。小禄出張所に主査（消防司令補）3人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）3人、主事（消防士）3人の計12人である。総合計で82人である。

2 主な所掌事務

西消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の考察、水火災害等の警戒・防御及び救護、機械器具の管理、消防訓練、救助隊、救急隊、建築物の確認及び許可の同意、消防用設備等の設置指導及び検査、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成22年11月10日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 中央消防署

1 職員の配置状況

中央消防署の職員配置状況は、本署に課長（署長・消防監）1人、主幹（消防司令）4人、主査（消防司令補）9人、主任（消防士長）11人、主任主事（消防副士長）2人、主事（消防士）7人の計34人である。その他、臨時職員1人である。首里出張所に主査（消防司令補）5人、主任（消防士長）3人、主任主事（消防副士長）2人、主事（消防士）2人の計12人である。真和志出張所に主幹（消防司令）3人、主査（消防司令補）6人、主任（消防士長）4人、主事（消防士）5人の計18人である。総合計で65人である。

2 主な所掌事務

中央消防署は、火災及び災害等の予防及び広報、法令等に基づく火災予防関係の諸届出、火災の原因及び損害調査、防火対象物の査察、水火災害等の警戒・防御及び救護、機械器具の管理、自衛消防隊、消防訓練、救助隊、その他署に関する事務を所掌している。

3 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成22年11月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

4 指摘事項等

該当事項はありません。